

3 ワークショップの概要

(1) 目的

本計画において重点を置いているティーンズ世代への効果的なアプローチの手法を探るため、同世代の子どもたちを対象として、ワークショップを行いました。

(2) 開催概要

①中学生・高校生ワークショップ

趣旨	品川区では、「品川区子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもたちが読書を好きになるために、どこでも、いつでも、自分から進んで本を読むことができるように、いろいろな取り組みを行っています。中高生にもっと読書を楽しんでもらうために、アイデアを考えるワークショップです。
日時	2024年8月25日(日) 14:30~16:00
場所	品川図書館(北品川2丁目32-3)
参加者	品川区立図書館のティーンズボランティア制度に登録している中学生、高校生 ※大学生のティーンズボランティアにファシリテーター(各グループの進行役)を依頼
参加人数	中学生:11名 高校生:3名 大学生:5名 事務局:品川区 3名 創建2名

②大学生ワークショップ

趣旨	品川区では、「品川区子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもたちが読書を好きになるために、どこでも、いつでも、自分から進んで本を読むことができるようにいろいろな取り組みを行っています。中高生にもっと読書を楽しんでもらうために、アイデアを考えるワークショップです。
日時	2024年8月27日(火) 14:00~15:30
場所	品川図書館(北品川2丁目32-3)
参加者	立正大学図書館 学生スタッフ 清泉女子大学図書館 学生スタッフ
参加人数	立正大学図書館 学生スタッフ:5名 清泉女子大学図書館 学生スタッフ:7名 事務局:品川区3名 創建3名

(3) ワークショップ結果

①中学生・高校生ワークショップ

【Aグループのまとめ】

- 読書をしない理由としては、本が多くどの本から読めばよいかわからない、タイトルがつまらなさそう等。自分に合う本なのか選ぶのが難しい、図書館の使い方が分かっていない等の意見が挙げられた。
- それらに対する対策として、わからないことに対しては、どの層向けの本なのかをはっきりさせる。また、ランキングを作ってみる。
- インターネットを使った対策としては、有名人のSNSやYouTubeのショート動画の本紹介などをきっかけとして読んでみようと思ったり、品川区内の近所を聖地にした本があれば、そういう情報を発信することで読むきっかけになると思う。
- 自分たちができることとしては、本のバーコードの隣にちょっとしたあらすじをつけると、タイトルに惹かれて本を手にとった時に確認できて良いと思う。
- 図書館の中に、近所の聖地の本や話題の本等、対象別のコーナーを作ると良い。
- POPについては、自分たちティーンズボランティアが作っても良い。また、図書館に来た人が自由にPOPを作成できるコーナーを作っても良いと思う。

【Bグループのまとめ】

- 読書しない理由としては、面白い本を見つけることができないこと、本に対するネガティブなイメージが強いこと等の意見が挙げられた。
- 面白い本を見つけることができないことに対して、図書室や図書館では、目を惹くコーナーや、同世代のティーンズボランティアが薦めする本を置いてみると良い。パッと読める本、手軽に読める本を選ぶことが大切だと思う。
- ネガティブなイメージを持っているのは、学校で出される課題が暗く、そうした本を強制的に読まされたことが原因なのではないか。
- 課題として本に触れるのではなく、お友達が薦めた本に触れる機会を作った方が良い。その際には、内容を暗いテーマではないもので、明るいものから薦めていくことがポイントだと思う。
- SNSでは、小説の内容が気になるようなセリフを入れたティーザー（視聴者をじらすような仕掛け・仕組みを用いて、興味関心を引くことを目的とした広告や映像のこと）を作ったり、YouTube化してみてショートで流すとか。そういうバズりそうなことをやってみる。
- ティーンズボランティアが自分たちと同じ世代向けにPOPを選んでも良い。

【Cグループのまとめ】

- 読書しない理由としては、面倒、時間がない等の意見が挙げられた。自分の好きな本がわからない、何を読んで良いのかがわからない、という意見が多かったので、それについてできることを考えてみた。

- 図書館でできることとしては、本の福袋。毎年やっているところが多いが、毎月やっても良いと思う。また、本の通帳を作って、本を借りる楽しみを付与すると面白い。
- インターネットの利用については、図書館ホームページに検索の画面があるが、題名、作者だけではなく、自分の趣味に合ったキーワードなどで検索ができると良い。ホームページだけではなく、館内のパソコンでも、そういう機能があると良い。
- ティーンズボランティアができることとして、お薦めの本を選んでティーンズ向けの棚を作るが、その際に、例えばショート縛りにするとか。ショーショートを特集するとか。5分で泣ける本等。
- また、POPの工夫としては、ネタバレさせるもの。1枚目にはお薦め、その先が気になるようなことを書いておいて、それをめくると結末が書いてあるものなどをして面白い。

②大学生ワークショップ

【Aグループのまとめ】

- 読書しない理由としては、主に4つの意見が出た。1つ目はハードルが高いという点。小中高で「本を読め」とよく言われるが、本が多すぎて何を読めば良いのかわからないことがあると思う。それに対して、私たちができることとしては、フローチャートを作り、「今、穏やかな本を読みたいですか」などの質問に YES or NO で答えてもらい、その時の自分に合うお薦めの本を提供することで、本を選択しやすくなると思う。また、図書館の入口などで、特定のテーマや何らかのコラボや夏祭り等、そういう情報に接してもらうことで、本の種類が多すぎてわからないという問題を解決できるのではないかな。
- 2つ目として、部活や遊びのほか、インターネットの普及等により、読書以外にやりたいことがあるという意見が挙げられた。それに対しては、YouTube ショートで本のあらすじを紹介したり、有名人のお薦めの本を紹介したり等があれば、ネット環境でも本の情報に触れることができる。本を読む人はカッコいい、大人であるというプラスのイメージを持たせることで、本に触れる機会を増やしてもらおうと良いのではないかな。
- 3つ目として、読むタイミングを作れないことや、部活や塾で忙しく、時間がないという点が挙げられた。その対策としては、高校も含めて学校で読書タイムを作ること。読書感想文や何冊読みなさいというような強制では本を読む気にはなれないという意見も出たが、ある程度、学校等で本を読む時間を作ることで、読書に触れるきっかけになると思う。
- 4つ目として、読む環境が整っていない点。家に読む本がなかったり、周囲に本を読む人がいなかったり、そもそも本を読もうとするきっかけがなかったりする場合がある。その対策としては、若い世代であれば、本よりもマンガに興味を持つと思うので、マンガをきっかけに関連する本を置いておくのが良いのではないかな。例えば、文豪ストレイドッグス（朝霧カフカ原作、春河 35 作画による漫画作品。太宰治、芥川龍之介、中島敦といった文豪がキャラクター化され、それぞれの文豪の作品や、ペンネームなどの名を冠した異能力を用いて戦うアクション漫画）をご存じの方が多いと思うが、私が行って

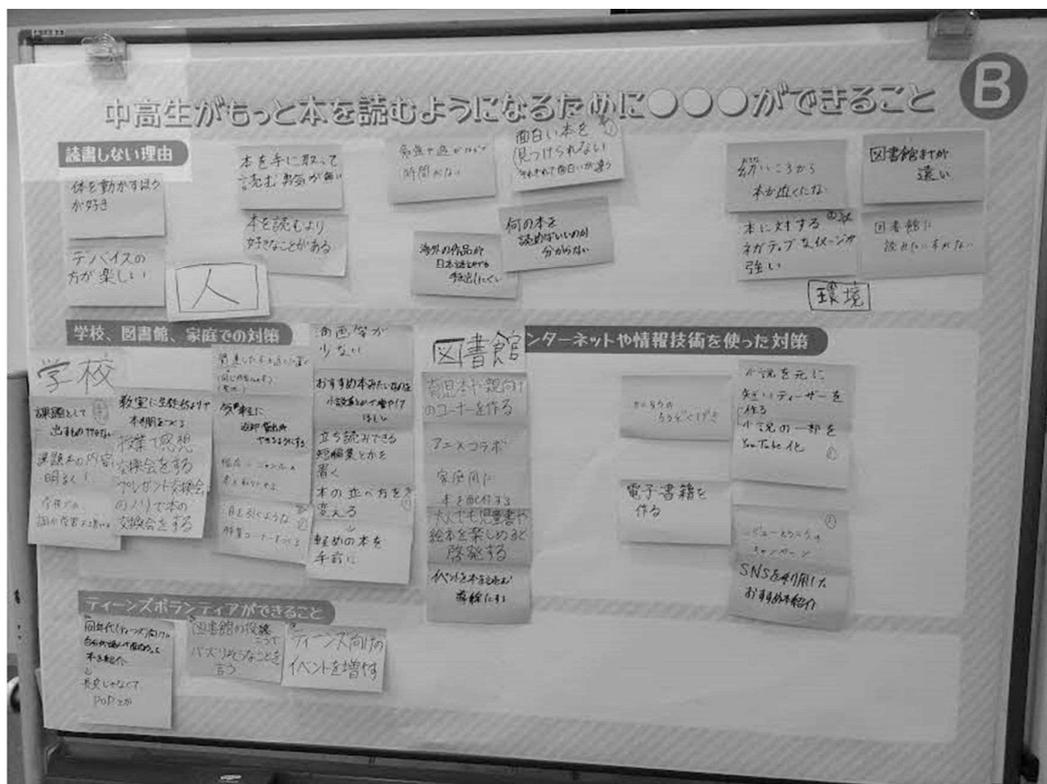
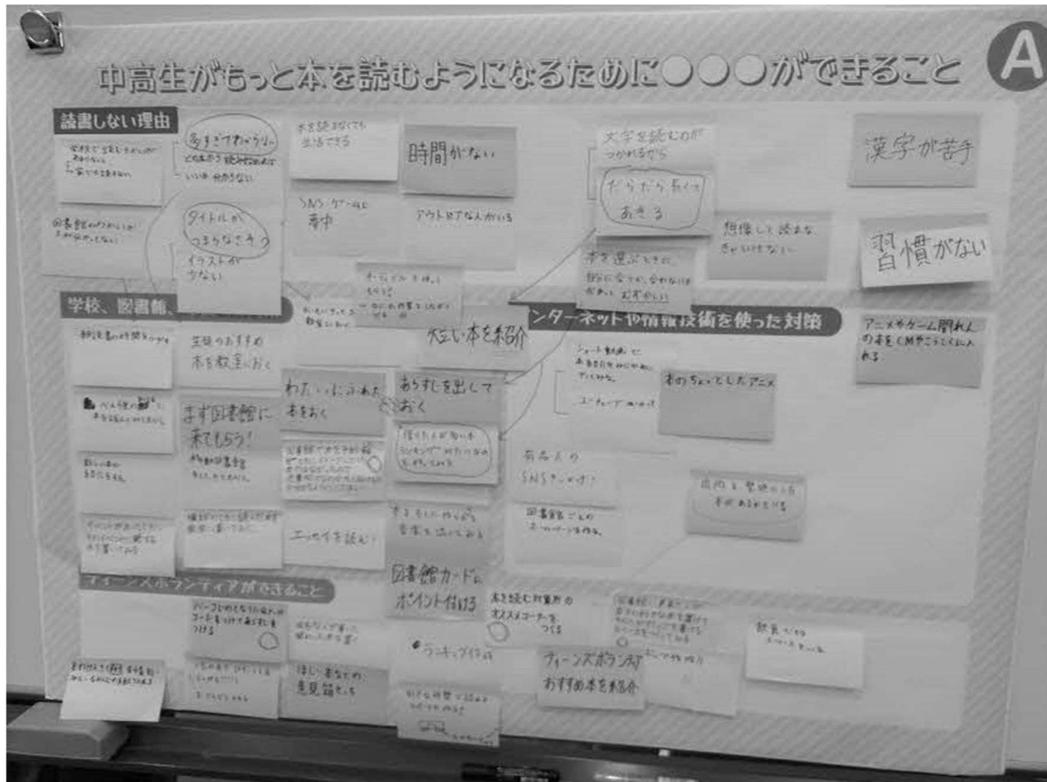
いた高校でも、マンガと一緒に作品に関連する文豪の本が置いてあることがあった。あるいは、舞台になっている時代背景や文化、生活等に関する本を置いてみても良い。小説だけではなく、様々な知識を得られる本をマンガとともに展示しても良いと思う。

【Bグループのまとめ】

- 読書しない理由としては、主に5つの意見が出た。1つ目、2つ目は、SNSで短いコンテンツに慣れてしまい、本を1冊読み切ることが難しい、短いコンテンツの方が好きという人が多い点。また、内容が難しいものであったり、難しい表現が多いと、読んでもなかなか理解できない。文字が多くて大変。そういう問題への対策としては、「目と耳」と「動画」。「目と耳」というのは、目で文章を読むという読書以外の方法での読書を提供できれば、文字量が多くて敬遠されるという問題は解決されると思う。「動画」というのは、ショート動画で本を紹介したり、Instagram リール（15～30秒の短尺動画を作成・公開できる機能）を使ったり等、短いコンテンツを使って本の紹介動画を発信していくことで、本に触れやすくなるのではないかな。
- 3つ目は、読書はどうしても勉強と結び付けられてしまう点。「本を読む」＝「勉強」というイメージを持つ中高生も多いので、本を読まなくなると思う。それに対しては、学校では朝読書の時間を設けたり、教室に本棚を置いたりして、本に触れる機会を作ることが大切だと思う。また、中高生が好きなスポーツ選手やアニメ等、スポーツ選手の記事等から文字に触れたり、アニメを通して本に触れたりできれば良い。自分たちができることとしては、学校では放送の時間に本を紹介したり、授業で読む本に出てくる作家さんの本を紹介したり、映画化されたものの原作を紹介したり。また、皆が読んでいる本のランキングを作ったり、大賞を取った本を紹介したり等、自分たちでもできると思う。
- 4つ目は、何を読めば良いのかわからないという問題に対して、先ほどあったように好きなスポーツ選手やアニメ等を通じて本に触れたり、ショート動画で紹介したりするほか、児童書から大人の本へ移行する際にサポートしてあげると良いのではないかな。自分と相性が良い本を診断するテストをしたりするのも良いと思う。
- 5つ目に関しては、その他としてまとめている。

(4) 検討プロセス

①中学生・高校生ワークショップ



②大学生ワークショップ



第二 関連法令等

1 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13（2001）年12月12日法律第154号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推

進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

- 衆議院文部科学委員会における附帯決議
政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。
 - 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
 - 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
 - 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
 - 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
 - 五 子どもへの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
 - 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

2 文字・活字文化振興法（平成17（2005）年7月29日法律第91号）

（目的）

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵かん養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

（基本理念）

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるよう

にするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵かん養に十分配慮されなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係機関等との連携強化）

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（地域における文字・活字文化の振興）

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵かん養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵かん養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵かん養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

3 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

(令和元(2019)年6月28日法律第49号)

目次

- 第一章 総則(第一条-第六条)
 - 第二章 基本計画等(第七条・第八条)
 - 第三章 基本的施策(第九条-第十七条)
 - 第四章 協議の場等(第十八条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化(文字・活字文化振興法(平成十七年法律第九十一号)第二条に規定する文字・活字文化をいう。)の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍(雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。)について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍

に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。)であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

(基本理念)

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等(以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。)の量的拡充及び質の向上が図られること。

三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念の
つと、国との連携を図りつつ、その地域の実
情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の
推進に関する施策を策定し、及び実施する責務
を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備
の推進に関する施策を実施するため必要な財
政上の措置その他の措置を講じなければなら
ない。

第二章 基本計画等

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚
障害者等の読書環境の整備の推進に関する施
策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚
障害者等の読書環境の整備の推進に関する基
本的な計画（以下この章において「基本計画」
という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定める
ものとする。

一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に
関する施策についての基本的な方針

二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に
関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施
策

三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等
の読書環境の整備の推進に関する施策を総
合的かつ計画的に推進するために必要な事
項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画
を策定しようとするときは、あらかじめ、経済
産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長
に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画
を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚
障害者等その他の関係者の意見を反映させる

ために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画
を策定したときは、遅滞なく、これをインター
ネットの利用その他適切な方法により公表し
なければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準
用する。

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、
当該地方公共団体における視覚障害者等の読
書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共
団体における視覚障害者等の読書環境の整備
の推進に関する計画を定めるよう努めなけれ
ばならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとし
るときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の
関係者の意見を反映させるために必要な措置
を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたとき
は、遅滞なく、これを公表するよう努めなけれ
ばならない。

4 前二項の規定は、第一項の計画の変更につい
て準用する。

第三章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制
の整備等)

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大
学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校
図書館（以下「公立図書館等」という。）並び
に国立国会図書館について、各々の果たすべき
役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障
害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障
害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のた
めの支援の充実その他の視覚障害者等による
これらの図書館の利用に係る体制の整備が行
われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

一 点字図書館等から著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等(以下「特定電子書籍等」という。)であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者との間の連携の強化

(特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍(以

下「特定書籍」という。)及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者(次条及び第十八条において「出版者」という。)からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等)

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備)

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整

備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

(端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術の習得支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用の

ための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 協議の場等

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与するため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

4 品川区教育委員会の教育目標および基本方針

第三 策定過程

1 品川区子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

制定 令和6年5月10日 教育長決定 要綱第 217 号

(設置)

第1条 「品川区子ども読書活動推進計画（令和2年度～6年度）」の計画期間が令和7年3月に終了することから、「品川区子ども読書活動推進計画（令和7年度～11年度）」（以下「推進計画」という。）を策定し、子どもの読書活動に関する施策の計画的な推進を図るため、「品川区子ども読書活動推進計画策定委員会」（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について検討し、結果を教育委員会に報告する。

- (1) 品川区子ども読書活動推進計画（令和7年度～11年度）の策定に関すること
- (2) その他計画の策定に必要な事項。

(組織)

第3条 策定委員会は、15人以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体に所属する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 学校教育関係者
- (5) 校長・園長
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育長が認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から計画策定完了日までとする。

(委員長および副委員長)

第5条 策定委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 3 策定委員会に副委員長1名を置き、委員長が指名する委員をもってこれに充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(召集等)

第6条 策定委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見もしくは説明を聴き、または委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第7条 策定委員会に、専門的事項を調査・検討するための作業部会を置くことができる。

- 2 部会員は、委員のほか、委員長が別に指名する者とする。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、教育委員会事務局品川図書館において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

別表 (第3関係)

品川区子ども読書活動推進計画策定委員会 名簿

	役職	職名	氏名
1	委員	立正大学熊谷学術情報課長	島田 善司
2	委員	NPO法人ウーブ理事長	平嶋 悦子
3	委員	NPO法人リディア理事長	古里 勉夫
4	委員	小学校 PTA 連合会会長	吉田 陽子
5	委員	中学校 PTA 連合会副会長	飯作 清之
6	委員	二葉幼稚園 PTA 副会長	伊藤 蘭
7	委員	品川区学校地域コーディネーター	巻島 洋子
8	委員	東京都立大崎高等学校校長	鶴田 秀樹
9	委員	品川区立山中小学校校長	尾上 佐智子
10	委員	品川区立東海中学校校長	蜂屋 隆子
11	委員	品川区立豊葉の杜学園校長	柳岡 裕幸
12	委員	品川区立八潮わかば幼稚園園長	丸山 智子
13	委員	品川区教育委員会事務局教育次長	米田 博
	事務局	品川区子ども未来館子ども育成課長	藤村 信介
	事務局	品川区子ども未来館保育施設運営課長	中島 秀介
	事務局	品川保健センター所長	石橋 美佳
	事務局	品川区教育委員会事務局教育総合支援センター長	丸谷 大輔
	事務局	品川区教育委員会事務局特別支援教育担当課長	唐澤 好彦
	事務局	品川区教育委員会事務局品川図書館長	河内 崇

事務局	
-----	--

付 則

この要綱は、令和6年5月15日から適用し、計画策定が完了した日にその効力を失う。

2 品川区子ども読書活動推進計画策定委員会 開催経過

開催月日	内 容
令和6年6月5日（水）	① 策定スケジュール ② 当該計画の進捗状況、実績について ③ 国、都、特別区の当該計画の状況について ④ アンケート実施内容について
令和6年7月17日（水）	① 計画体系案の検討 ② 有識者ヒアリングについて ③ ワークショップについて
令和6年8月29日（木）	① アンケート中間報告 ② 有識者ヒアリング報告 ③ ワークショップ報告 ④ 計画骨子案の検討
令和6年9月27日（金）	① アンケート調査結果報告 ② 計画体系案の検討 ③ 計画素案の検討
令和7年1月 日（ ）	①

3 パブリックコメント結果

パブリックコメントの実施

- ① 意見募集期間
- ② 閲覧場所 区ホームページ・図書館・地域センター・文化センター・区政資料コーナー

パブリックコメントの提出結果

提出方法別の提出人数および意見数

提出方法	提出人数	意見数
窓口持参		
区のホームページ		
F A X		
郵送		
合計		

**品川区子ども読書活動推進計画
(令和7年度～11年度)**

令和7年3月

品川区教育委員会事務局品川図書館